資料１－３

各地域の地域計画（本文）（案）

・宮城　・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.１
・岩切　・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.５
・高砂　・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.９
・六郷　・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.１３
・七郷　・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.１７
・中田　・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.２１
・西多賀・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.２５
・生出　・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.２９
・秋保　・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.３３
・泉　　・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.３７
・根白石・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.４１

参考様式第５－２号

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和　年　月　日 （第　回）
目標年度	令和１２年度
市町村名 （市町村コード）	仙台市 100
地域名 （地域内農業集落名）	**宮城** （　作並、熊ヶ根、宮城白沢、倉内、二岩、芋沢、原区、下川前、上川前、大手門、下倉、十里平、日向、白木、新川　　）

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	525.7　ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	516.0　ha
②　田の面積	405.7　ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	116.5　ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	81.2　ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	88.9　ha
（参考）区域内における７５才以上の農業者の農地面積の合計	162.5　ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	156.1　ha
（備考）	

（２）　地域農業の現状及び課題

・水稲を中心に生産が行われており、集落営農組織が集団転作で大豆やそばを生産している。また、芋沢、大倉（十里平）地区では畜産が営まれている。
・今後、認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積は、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を下回っている。
・新たな農地の受け手確保が必要である。未整備で農道がない等の条件の悪い農地は引き受け手がおらず、現在は保全管理されているものの、耕作放棄地になることが危惧される。
・後継者がいないため、農業用機械が壊れたら農業をやめる意向の人がいる。
・イノシシなどによる農地の獣害被害がある。
・集落営農組織が集団転作で大豆を作付する農地は、ほ場整備済の農地が主であるが、一部市街化区域に編入された他、水稲を作付する担い手が増えている影響で、大豆作付面積が減少傾向にある。
・国道沿いであることや観光地があること等の立地条件が生かされていない。

（３）　地域における農業の将来の在り方

・水田においては、主食用米の生産や、集団転作で集落営農組織が大豆やそばの生産に取り組む他、収益性向上のために法人等で、ねぎなどの新たな園芸作物の栽培を検討する。
・畑作では、地域の特産を目指して自然薯、ねぎ、里芋、ツルムラサキ、そら豆の栽培に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・ほ場整備済の地域や実施中の地域は、法人や認定農業者等を中心に集積を図る。
・担い手の少ない条件不利地については、機械利用組合等の設立の検討を含め、共同での耕作を検討する。
・畑や畑として利用可能な未整備の水田については、認定農業者等への集積に加え、新規就農者の受入れを促進することにより対応する。
・地域での今後の転作の在り方について検討する。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	17.9　％	将来の目標とする集積率	80　％

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

認定農業者等が利用する農地面積の団地数及び面積は、24箇所、平均181a（令和5年度時点）
団地数の増及び団地面積の拡大を図る。（令和12年度）

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

ブロックローテーションに配慮しながら、担い手が分散した農地を集約して耕作できるよう、農地中間管理事業を活用して集積を図る。

（2）農地中間管理機構の活用方法

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

（3）基盤整備事業への取組

・現在倉内・大針地区でほ場整備実施中。
・新川や熊ヶ根等の未整備地域では、農道がないため貸すことの出来ない農地がある。さらに地権者の高齢化が進んでいるが地域内の担い手がいないことから、他の地域の担い手が耕作できるよう、ほ場整備事業を検討する。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

小規模経営、兼業農家などの多様な経営体は、地域農業の活性化だけでなく地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしていることから、経営の継続に向けた取り組みとして、機械更新の際は共同購入を検討することや、堀払い等の共同作業の場には、次の世代の参画を促す等、円滑な継承を図る取り組みを行う。
また、新規就農者を育成するため、市・農業委員会・県・JA等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出・畑地化	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携	☑	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①
・各地区の獣害対策協議会においてワイヤーメッシュ柵や電気柵を共同で管理し、定期的な点検及び修繕作業を引き続き実施する。一方で、電気柵は管理する人員が減っていることから、丈の低いカバークロップを導入する等、作業軽減を図る。
・地域ぐるみの捕獲対策において共同で捕獲活動を実施し農作物被害の発生防止を図る。

⑨
・地域内の畜産農家の堆肥等を利用して、地域内の耕種農家が栽培し、もみ殻を畜産農家に提供する耕畜連携の取り組みを検討する。

⑩
・国道沿いであることや観光地があること等の立地条件を生かして、既存の施設等を活用した定期市の開催や、湧水や清流で栽培した米のブランド化等を図り、収益増を目指す。
・冬季湛水田で多種多様な生物を育むとともに、田植の手伝いをする等消費者と農業者の都市農村交流を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			（目標年度：令和　12 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別添の通り		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注1：「属性」欄の、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、これらに該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

参考様式第５－２号

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和　年　月　日 （第　回）
目標年度	令和１２年度
市町村名 （市町村コード）	仙台市 100
地域名 （地域内農業集落名）	**岩切** （　小鶴、燕沢、今市、鶴ケ谷、台ケ原　）

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	269.4　ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	269.4　ha
②　田の面積	249.3　ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	20.1　ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	19.8　ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	60.3　ha
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	124.5　ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	118.9　ha
（備考）	

（２）　地域農業の現状及び課題

・水稲を中心に生産が行われており、集落営農組織が集団転作で大豆や麦を生産している。また、畑作では曲がりねぎの栽培が盛んである。
・今後、認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積は、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を下回っている。
・不整形であったり水の便が悪い農地は引き受け手がいない。

（３）　地域における農業の将来の在り方

・水田においては、主食用米に加えて新規需要米の生産や、集団転作で集落営農組織が大豆や麦の生産に取り組む。
・畑作では、地域の特産である曲がりねぎの栽培に引き続き取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・集落営農法人や、認定農業者等に集積する。
・畑については認定農業者等への集積に加え、新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	40.7 %	将来の目標とする集積率	80 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

認定農業者等が利用する農地面積の団地数及び面積は、11箇所、平均131a(令和5年度時点)
団地数の増及び団地面積の拡大を図る。(令和12年度)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

ブロックローテーションに配慮しながら、担い手が分散した農地を集約して耕作できるよう、農地中間管理事業を活用して集積を図る。

(2)農地中間管理機構の活用方法

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

(3)基盤整備事業への取組

・土側溝が残っている鶴ケ谷地区では用水路にU字溝を入れ、管理しやすく整備する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

小規模経営、兼業農家などの多様な経営体は、地域農業の活性化だけでなく地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしていることから、経営の継続に向けた取り組みとして、機械更新の際は共同購入を検討することや、堀払い等の共同作業の場には、次の世代の参画を促す等、円滑な継承を図る取り組みを行う。
また、新規就農者を育成するため、市・農業委員会・県・JA等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出・畑地化	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☑	⑩その他

【選択した上記の取組内容】
⑩地域の若手農業者を集落営農法人に参画するように促し、組織の中で地域の後継者として育成する。

４ 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 （氏名・名称）	現状			（目標年度：令和　12 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別添の通り		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注１：「属性」欄の、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、これらに該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」。

５ 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目

６ 目標地図（別添のとおり）

参考様式第５－２号

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和　年　月　日 （第　回）
目標年度	令和１２年度
市町村名 （市町村コード）	仙台市 100
地域名 （地域内農業集落名）	**高砂** （　上田子、横丁、岡田、新浜、南蒲生　　）

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	445.2　ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	445.1　ha
②　田の面積	432.5　ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	12.5　ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	10.4　ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	58.6　ha
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	86.8　ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	82.2　ha
（備考）	

（２）　地域農業の現状及び課題

・水稲を中心に生産が行われており、集落営農組織が集団転作で大豆や麦を生産している。
・今後、認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積は、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を下回っている。
・田は若手農業者が不足している一方で、ほ場整備エリア内の畑については規模拡大意向のある若手農業者や新規就農者が意欲を持って耕作している。
・岡田地区の大区画のほ場整備で組田となった農地では、地権者が複数おり、地権者ごとに契約が異なる筆がある。

（３）　地域における農業の将来の在り方

・水田においては、主食用米に加えて新規需要米、馬鈴薯等の生産や、集団転作では集落営農組織が大豆や麦の生産に取り組む。
・担い手の耕作面積の増加に対応するため、水稲直播栽培を導入し作業の平準化を図る。
・畑作では、地域の特産を目指してねぎ、枝豆、ブロッコリーの栽培に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・複数戸の農業者が構成員となっている法人や組織に集積する他、認定農業者等に集積する。
・田子地域は、離農する人の農地は隣接する地域の担い手に優先的にマッチングを行う。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	50.2 %	将来の目標とする集積率	80 %

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

認定農業者等が利用する農地面積の団地数及び面積は、57箇所、平均252a（令和5年度時点）
団地数の減及び団地面積の拡大を図る。（令和12年度）

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

ブロックローテーションに配慮しながら、担い手が分散した農地を集約して耕作できるよう、農地中間管理事業を活用して集積を図る。
また、換地前に契約した農地については、契約更新に合わせて組田の解消に向けて調整を図る。

（2）農地中間管理機構の活用方法

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

（3）基盤整備事業への取組

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

小規模経営、兼業農家などの多様な経営体は、地域農業の活性化だけでなく地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしていることから、経営の継続に向けた取り組みとして、機械更新の際は共同購入を検討することや、堀払い等の共同作業の場には、次の世代の参画を促す等、円滑な継承を図る取り組みを行う。
また、新規就農者を育成するため、市・農業委員会・県・JA等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④輸出・畑地化	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組内容】
③大区画のほ場を生かし、法人等の耕作面積の大きい担い手を中心に、自動操舵やセクションコントロールシステム等を装備したスマート農業機械の導入を進め、担い手の作業効率化や負担を軽減するとともに、収益向上や規模拡大を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			（目標年度：令和　12 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別添の通り		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注1：「属性」欄の、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、これらに該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

参考様式第５－２号

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和　年　月　日 （第　回）
目標年度	令和１２年度
市町村名 （市町村コード）	仙台市 100
地域名 （地域内農業集落名）	**六郷** （　沖野、下飯田、三本塚、井土、藤塚、種次、二木、今泉、日辺、上飯田　）

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	787.0　ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	785.8　ha
②　田の面積	721.8　ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	65.2　ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	14.9　ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	177.0　ha
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	161.0　ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	156.0　ha
（備考）	

（２）　地域農業の現状及び課題

・大区画ほ場整備済の農地で水稲を中心に生産が行われており、集落営農組織が集団転作で大豆や麦を生産している。また、畑作も盛んで、レタス類や雪菜等の葉物類、ねぎの他、近年は枝豆の生産量が増加している。
・今後、認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積は、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を上回っている。
・水稲は従事者の高齢化が進んでおり、野菜中心の若手農業者に田が集まる傾向があるため、若手の負担が増している。
・大区画のほ場整備で組田となった農地では、地権者が複数おり、地権者ごとに契約が異なる筆がある。また、小規模農家は、組田で耕作している場合がある。
・冬場の雪菜やほうれん草等の葉物類に鳥獣の被害が多くなっている。

（３）　地域における農業の将来の在り方

・水田においては、主食用米に加えて新規需要米の生産や、集団転作で地域の集落営農組織が大豆や麦の生産に取り組む他、枝豆をはじめとする露地園芸作物の栽培に取り組む。
・担い手の耕作面積の増加に対応するため、水稲直播栽培を導入し作業の平準化を図る。
・畑作では、地域の特産であるレタス、ちぢみ雪菜、ほうれん草、枝豆、ねぎ、ブロッコリーの栽培に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・複数戸の農業者が構成員となっている法人に集積する他、認定農業者等を中心に集積を図る。
・地域の農地は出来るだけ地域の担い手に集積を図る。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	59.5 %	将来の目標とする集積率	80 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

認定農業者等が利用する農地面積の団地数及び面積は、138箇所、平均179a(令和5年度時点)
団地数の減及び団地面積の拡大を図る。(令和12年度)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

ブロックローテーションに配慮しながら、担い手が分散した農地を集約して耕作できるよう、農地中間管理事業を活用して集積を図る。
また、換地前に契約した農地について、契約更新に合わせて組田の解消に向けて調整を図る。さらに、水稲で規模拡大を希望する担い手を明確化し、その担い手に集積を図る。

(2)農地中間管理機構の活用方法

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

(3)基盤整備事業への取組

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

小規模経営、兼業農家などの多様な経営体は、地域農業の活性化だけでなく地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしていることから、経営の継続に向けた取り組みとして、機械更新の際は共同購入を検討することや、堀払い等の共同作業の場には、次の世代の参画を促す等、円滑な継承を図る取り組みを行う。
また、新規就農者を育成するため、市・農業委員会・県・JA等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④輸出・畑地化	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】
①冬場の葉物類等の鳥獣の被害が多くなっていることから、個々に対策を講じるとともに、鳥獣の住処や隠れ場所となる耕作放棄地の発生を防止する。
③大区画のほ場を生かし、法人等の耕作面積の大きい担い手を中心に、自動操舵やセクションコントロールシステム等を装備したスマート農業機械の導入を進め、担い手の作業効率化や負担を軽減するとともに、収益向上を図る。

４ 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			（目標年度：令和　12 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別添の通り		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注１：「属性」欄の、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、これらに該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」。

５ 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目

６ 目標地図（別添のとおり）

参考様式第５－２号

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和　年　月　日 （第　回）
目標年度	令和１２年度
市町村名 （市町村コード）	仙台市 100
地域名 （地域内農業集落名）	**七郷** （　霞目、長喜城、荒井、荒浜　）

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	735.7　ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	735.6　ha
②　田の面積	709.4　ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	26.1　ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	23.4　ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	118.6　ha
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	60.7　ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	56.0　ha
（備考）	

（２）　地域農業の現状及び課題

・大区画ほ場整備済の農地で水稲を中心に生産が行われており、集落営農組織が集団転作で大豆や麦を生産している。
・今後、認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積は、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を大きく上回っている。
・担い手は充分足りている一方で、規模拡大意向の担い手が多く、地区内の農地は限られているため規模拡大が進められない。
・大区画のほ場整備で組田となった農地では、地権者ごとに契約が異なるなど、賃借料の支払いが煩雑となっている。また、複数の担い手で組田となっている農地の中には、耕作者が固定していない場所がある。

（３）　地域における農業の将来の在り方

・水田においては、主食用米に加えて新規需要米の生産や、集団転作で地域の集落営農組織が大豆や麦、馬鈴薯の生産に取り組む。
・担い手の耕作面積の増加に対応するため、水稲直播栽培を導入し作業の平準化を図る。
・畑作では、地域の特産を目指してねぎ、小松菜、トマト、枝豆、ブロッコリーの栽培に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

複数戸の農業者が構成員となっている法人に集積する他、認定農業者等を中心に集積を図る。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	74.2 %	将来の目標とする集積率	80 %

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

認定農業者等が利用する農地面積の団地数及び面積は、144箇所、平均183a（令和5年度時点）
団地数の減及び団地面積の拡大を図る。（令和12年度）

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

ブロックローテーションに配慮しながら、担い手が分散した農地を集約して耕作できるよう、農地中間管理事業を活用して集積を図る。
また、換地前に契約した農地について、契約更新に合わせて組田の解消に向けて調整を図る。

（2）農地中間管理機構の活用方法

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

（3）基盤整備事業への取組

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

小規模経営、兼業農家などの多様な経営体は、地域農業の活性化だけでなく地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしていることから、経営の継続に向けた取り組みとして、機械更新の際は共同購入を検討することや、堀払い等の共同作業の場には、次の世代の参画を促す等、円滑な継承を図る取り組みを行う。
また、新規就農者を育成するため、市・農業委員会・県・JA等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④輸出・畑地化	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】
③大区画のほ場を生かし、法人等の耕作面積の大きい担い手を中心に、自動操舵やセクションコントロールシステム等を装備したスマート農業機械の導入を進め、担い手の作業効率化や負担を軽減するとともに、収益向上を図る。

４ 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			（目標年度：令和　12 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別添の通り		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注１：「属性」欄の、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、これらに該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」。

５ 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目

６ 目標地図（別添のとおり）

参考様式第５－２号

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和　年　月　日 （第　回）
目標年度	令和１２年度
市町村名 （市町村コード）	仙台市 100
地域名 （地域内農業集落名）	**中田** （　柳生、前田、太白四郎丸　）

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	134.5 ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	134.5 ha
②　田の面積	130.5 ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	4.1 ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	14.5 ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	84.0 ha
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	44.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	44.6 ha
（備考）	

（２）　地域農業の現状及び課題

・水田では水稲を中心に生産が行われており、集落営農法人が集団転作で大豆を生産している。市街地に隣接しており、枝豆や葉物類を中心とした野菜の生産が盛んで、市場出荷の他に、直売所やスーパーマーケットのインショップ等で販売している。
・今後、認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積は、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を上回っている。
・四郎丸地区では大区画ほ場整備済、柳生地区でもほ場整備済であり受け手はいるが、条件の悪い一部の農地は受け手が不足している。

（３）　地域における農業の将来の在り方

・水田においては、主食用米に加えて新規需要米の生産や、集団転作で集落営農法人が大豆の生産に取り組む。
・担い手の耕作面積の増加に対応するため、水稲直播栽培を導入し作業の平準化を図る。
・畑作では、差別化を図っている枝豆やセリの他、地域の特産を目指して小松菜、雪菜、ほうれん草の生産に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・認定農業者等を中心に集積を図る。
・受け手が不足している農地については、新規就農者等の新たな受け手により対応する。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	41.2　％	将来の目標とする集積率	80　％

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

認定農業者等が利用する農地面積の団地数及び面積は、20箇所、平均190a（令和5年度時点）
団地数の増及び団地面積の拡大を図る。（令和12年度）

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

ブロックローテーションに配慮しながら、担い手が分散した農地を集約して耕作できるよう、農地中間管理事業を活用して集積を図る。

（2）農地中間管理機構の活用方法

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

（3）基盤整備事業への取組

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

小規模経営、兼業農家などの多様な経営体は、地域農業の活性化だけでなく地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしていることから、経営の継続に向けた取り組みとして、機械更新の際は共同購入を検討することや、堀払い等の共同作業の場には、次の世代の参画を促す等、円滑な継承を図る取り組みを行う。
また、新規就農者を育成するため、市・農業委員会・県・JA等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④輸出・畑地化	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】
③集落営農法人では、スマート農業機械の導入により大豆生産の効率化を図っているが、取り組みを継続し単収増を目指す。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			（目標年度：令和　12 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別添の通り		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注1：「属性」欄の、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、これらに該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

参考様式第５－２号

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和　年　月　日 （第　回）
目標年度	令和12年度
市町村名 （市町村コード）	仙台市 100
地域名 （地域内農業集落名）	**西多賀** （　富田、山田　　）

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	32.7　ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	32.2　ha
②　田の面積	27.9　ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	4.8　ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.4　ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	6.5　ha
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	5.1　ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	4.8　ha
（備考）	

（２）　地域農業の現状及び課題

・水田では水稲を中心に生産が行われており、集落営農法人が集団転作で大豆等を生産している。市街地に隣接しており、葉物類を中心とした野菜の栽培が盛んで、市場出荷の他にスーパーマーケットのインショップ等で販売している。
・今後、認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積は75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を上回っている。
・ほ場整備済みの水田は、引き受け手がいるものの、条件の悪い畑は受け手がいない。
・次世代を担う親元就農者が規模拡大を希望しても、地域内の条件の良い農地は限られているため規模拡大が進まない。

（３）　地域における農業の将来の在り方

・水田においては、主食用米に加えて新規需要米の生産や、集団転作で集落営農法人が大豆の生産に取り組む他、枝豆をはじめとする露地園芸作物の栽培に取り組む。
・畑作では、地域の特産を目指して枝豆、雪菜、ブロッコリー、パセリの栽培に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・集落営農法人や認定農業者等を中心に集積を図る。
・畑や畑利用が可能な未整備の水田については、認定農業者等への集積に加え、新規就農者の受け入れを促進することにより対応する。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	55.1　％	将来の目標とする集積率	80　％

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

認定農業者等が利用する農地面積の団地数及び面積は、5箇所、平均188a（令和5年度時点）
団地数の減及び団地面積の拡大を図る。（令和12年度）

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

ブロックローテーションに配慮しながら、担い手が分散した農地を集約して耕作できるよう、農地中間管理事業を活用して集積を図る。

（2）農地中間管理機構の活用方法

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

（3）基盤整備事業への取組

水利組合でポンプの更新ついて検討する。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

小規模経営、兼業農家などの多様な経営体は、地域農業の活性化だけでなく地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしていることから、経営の継続に向けた取り組みとして、機械更新の際は共同購入を検討することや、堀払い等の共同作業の場には、次の世代の参画を促す等、円滑な継承を図る取り組みを行う。
また、新規就農者を育成するため、市・農業委員会・県・JA等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出・畑地化	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】
①ハクビシンやタヌキなどの被害が多くなってきたため、小動物が好む農作物の栽培の際には個々に対策を講じるとともに、耕作放棄地の発生を防ぐ。
⑦担い手に集積しても、草刈りやため池・用排水路の維持管理の負担が大きく、高齢化が進み地権者の共同作業にも限界があることから、地権者に地域の農地保全は必要な取組であることの理解を求め、地権者の次の世代の参画を促す。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			（目標年度：令和　12 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別添の通り		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注1：「属性」欄の、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、これらに該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

参考様式第５－２号

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和　年　月　日 （第　回）
目標年度	令和１２年度
市町村名 （市町村コード）	仙台市 100
地域名 （地域内農業集落名）	**生出** （　本郷、町、北赤石、南赤石、根添、中沖、北、板橋　）

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	87.6　ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	85.4　ha
②　田の面積	79.5　ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	7.9　ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	5.1　ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	58.0　ha
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	22.2　ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	21.3　ha
（備考）	

（２）　地域農業の現状及び課題

・水稲を中心に生産が行われており、集落営農法人が集団転作で大豆やそばを生産している。また、坪沼地区では酪農等の畜産が営まれている。
・今後、認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積は、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を上回っている。
・ほ場整備済の水田は担い手がいるものの、用水をポンプで上げる必要がある、農地の獣害被害が大きいなど農地条件の悪い田や畑では引き受け手がいない。
・イノシシなどによる農地の獣害被害がある。
・坪沼地区は粘土質で排水性が悪い水田が多く、作業員の高齢化が進み、管理作業が適期にできないことから、転作で大豆等を作付しても収量が確保できない。

（３）　地域における農業の将来の在り方

・水田においては、主食用米に加えて新規需要米の生産や、集団転作で集落営農法人が大豆やそばの生産に取り組み、収量を確保するための対策が行えるよう組織の体制を整え、更に収益を確保するため販売先の検討を行う。
・環境保全米の栽培に引き続き取り組み、「坪沼米」や学校給食用として販売する。
・畑作では、地域の特産を目指して土人参、落花生、ねぎ、そら豆、つるむらさき、イチジクの栽培に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
・ほ場整備済の地域は認定農業者等に集積を図り、山間地域は機械利用組合に集積を図る。 ・未整備の地域は、中・小規模の経営体の他、新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	11.7　％	将来の目標とする集積率	80　％

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標
認定農業者等が利用する農地面積の団地数及び面積は、2箇所、平均143a（令和5年度時点） 団地数の増及び団地面積の拡大を図る。（令和12年度）

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組
ブロックローテーションに配慮しながら、担い手が分散した農地を集約して耕作できるよう、農地中間管理事業を活用して集積を図る。

（2）農地中間管理機構の活用方法
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

（3）基盤整備事業への取組
中山間地域の条件が悪い農地は、ほ場整備事業の実施を検討する。また、整備済の地域でも排水不良を改善する基盤整備事業を検討する。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組
小規模経営、兼業農家などの多様な経営体は、地域農業の活性化だけでなく地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしていることから、経営の継続に向けた取り組みとして、機械更新の際は共同購入を検討することや、堀払い等の共同作業の場には、次の世代の参画を促す等、円滑な継承を図る取り組みを行う。 また、新規就農者を育成するため、地域の農業者と市・農業委員会・県・JA等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☑	④輸出・畑地化	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☑	⑩その他

【選択した上記の取組内容】
①
・各地区の獣害対策協議会においてワイヤーメッシュ柵を共同で管理し、定期的な点検及び修繕作業を引き続き実施する。
・地域ぐるみの捕獲活動を検討し、農作物被害の発生防止を図る。
②
・環境保全米である「坪沼米」のブランド化の取り組みを図るとともに、学校給食へ提供する。
④
・畑地化した農地では、集落営農法人が収益増に繋がるよう大豆やそば等の生産に取り組む。
⑩
・農業従事者の高齢化が進む一方で後継者が育成できていないため、集落営農法人や機械利用組合から兼業も含めた地域の若手農業者の参画を促し、組織の中で地域の後継者として育成する。
・例年11月3日開催の坪沼の収穫祭の他に、土人参や落花生、ねぎなどの地域の特産品を販売するイベントを正月前に開催することを目指す。

４ 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			（目標年度：令和　12 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別添の通り		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注１：「属性」欄の、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、これらに該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」。

５ 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目

６ 目標地図（別添のとおり）

参考様式第５－２号

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和　年　月　日 （第　回）
目標年度	令和１２年度
市町村名 （市町村コード）	仙台市 100
地域名 （地域内農業集落名）	**秋保** （　馬場、長袋、境野、湯元　　）

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	179.3　ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	172.2　ha
②　田の面積	163.8　ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	15.5　ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	25.2　ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	7.3　ha
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	42.7　ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	40.9　ha
（備考）	

（２）　地域農業の現状及び課題

・水稲を中心に生産が行われており、集落営農法人が集団転作で大豆やそばを生産している。湯元地区では醸造用ぶどう等の果樹の栽培や、馬場地区では環境に配慮した野菜の栽培が行われている。
・今後、認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積は、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を大きく下回っている。
・後継者が育成できておらず、担い手が不足している。ほ場整備済の農地でも石が多い、不整形である等の条件の悪い農地や、未整備地は引き受け手がいないため、新たな引き受け手が必要である。
・イノシシなどによる農地の獣害被害がある。
・担い手が少ない地区の活性化や観光地がある立地条件を生かした取り組みが必要。

（３）　地域における農業の将来の在り方

・水田においては、主食用米の生産や、集団転作で集落営農法人が大豆やそばの生産に取り組む。
・環境保全米の「秋保米」や、在来種そばのブランド化の取り組みを継続する。
・畑作では、地域の特産を目指して行者菜、ブロッコリー、イチジク、ニンニクの栽培に取り組むとともに、有機栽培野菜の拡大を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・集落営農法人を中心として、認定農業者等に集積を図る。
・畑や不整形の水田については、認定農業者等への集積に加え、新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	24.4　％	将来の目標とする集積率	80　％

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

認定農業者等が利用する農地面積の団地数及び面積は、18箇所、平均225a（令和5年度時点）
団地数の減及び団地面積の拡大を図る。（令和12年度）

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

ブロックローテーションに配慮しながら、担い手が分散した農地を集約して耕作できるよう、農地中間管理事業を活用して集積を図る。

（2）農地中間管理機構の活用方法

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

（3）基盤整備事業への取組

・現在野尻地区でほ場整備実施中。
・ほ場整備済地域の用排水路整備等の基盤整備事業を検討する。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

小規模経営、兼業農家などの多様な経営体は、地域農業の活性化だけでなく地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしていることから、経営の継続に向けた取り組みとして、機械更新の際は共同購入を検討することや、堀払い等の共同作業の場には、次の世代の参画を促す等、円滑な継承を図る取り組みを行う。
また、新規就農者を育成するため、市・農業委員会・県・JA等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出・畑地化	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携	☑	⑩その他

【選択した上記の取組内容】
①
・各地区の獣害対策協議会においてワイヤーメッシュ柵を共同で管理し、定期的な点検及び修繕作業を引き続き実施する。
・地域ぐるみの捕獲対策において共同で捕獲活動を実施し農作物被害の発生防止を図る。
また、ICTを装備した箱罠の導入等で引き続き人的な負担軽減を図る。
②
・環境保全米である「秋保米」のブランド化の取り組みを図るとともに、馬場地区を中心とする「秋保ゆうきの会」の農業者で新規就農希望者を育成し、取り組みの拡大と定着を図る。
⑦
・中山間地域直接支払制度や多面的機能支払制度を活用しながら、非農家も含めた地域全体で堀払いや排水路の草刈り等を行う。
⑨
・地域の畜産農家は地域のもみ殻を活用した堆肥を作り、地域内の耕種農家に供給する耕畜連携を推進する。
⑩
・観光地がある立地条件を生かし、地元産の農産物を活用した加工品の販売を継続するほか、温泉街の行楽客等を対象とした農作業体験等、グリーンツーリズムの取り組みを進める。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			（目標年度：令和　12 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別添の通り		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注1：「属性」欄の、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、これらに該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

参考様式第５－２号

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和　年　月　日 （第　回）
目標年度	令和１２年度
市町村名 （市町村コード）	仙台市 100
地域名 （地域内農業集落名）	**泉** （　大沢、松森、蒲田、上谷刈、野村　　）

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	239.3　ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	239.3　ha
②　田の面積	208.7　ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	30.6　ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	35.5　ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	12.5　ha
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	82.8　ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	79.0　ha
（備考）	

（２）　地域農業の現状及び課題

・水稲を中心に生産が行われており、集落営農法人が集団転作で大豆を生産している。市街地に囲まれた立地を活かした直売所向けの多品目栽培の他、レクリエーション農園として利用されている農地も多い。
・今後、認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積は、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を大きく下回っている。
・後継者が育っておらず担い手が不足している。
・ほ場の区画が狭く傾斜のある田が多いため、担い手の集積面積に限りがあるだけでなく、条件の悪い農地の引き受け手がいない。そのため、土地条件が悪い農地は暗渠の整備等の基盤整備が必要である。
・担い手だけでは草刈りやため池・用水路の維持管理までは難しく、特に幹線道路の法面の草刈りは面積が広く負担が大きい。
・近年はイノシシなどによる農地の獣害被害が増加傾向にある。

（３）　地域における農業の将来の在り方

・水田においては、主食用米に加えて新規需要米の生産や、集団転作で集落営農法人が大豆やそばの生産に取り組む。
・担い手の耕作面積の増加に対応するため、水稲直播栽培を導入し作業の平準化を図る。
・畑作では、直売所向けの多品目栽培の他、地域の特産を目指してグリーンカール、きゅうり、枝豆、サツマイモの栽培に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・集落営農組織を中心として、認定農業者等に集積を図る。
・畑については認定農業者等への集積に加え、新規就農者の受入れを促進することにより対応する。
・水系を考慮してブロックでグループを作り共同で作業することを検討する。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	19.4 %	将来の目標とする集積率	80 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

認定農業者等が利用する農地面積の団地数及び面積は、23箇所、平均192a(令和5年度時点)
団地数の増及び団地面積の拡大を図る。(令和12年度)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

ブロックローテーションに配慮しながら、担い手が分散した農地を集約して耕作できるよう、農地中間管理事業を活用して集積を図る。
また、傾斜がない田は、畦畔を取り除き広い区画で効率よく生産できるようにし、集約化を図る。

(2)農地中間管理機構の活用方法

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

(3)基盤整備事業への取組

条件が悪い農地は賃借料を含めて維持のあり方を検討する他、地権者の理解が得られれば基盤整備事業を検討する。また、整備済の地域でも排水不良を改善する基盤整備事業を検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

小規模経営、兼業農家などの多様な経営体は、地域農業の活性化だけでなく地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしていることから、経営の継続に向けた取り組みとして、機械更新の際は共同購入を検討することや、堀払い等の共同作業の場には、次の世代の参画を促す等、円滑な継承を図る取り組みを行う。
また、新規就農者を育成するため、市・農業委員会・県・JA等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出・畑地化	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☑	⑩その他

【選択した上記の取組内容】
①被害が増えている地域では、地域ぐるみの捕獲対策の取り組みと防護柵の導入を検討し、農作物被害の発生防止を図る。
⑦担い手は草刈りの負担が大きく、用排水施設の維持管理までは対応できないため、ため池・用排水路の維持管理は地権者を含めて地域において共同で行い、草刈りについても可能な限り地権者の参画を促す。
⑩地域の若手農業者を集落営農法人に参画するよう促し、組織の中で地域の後継者として育成する。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			（目標年度：令和　12 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別添の通り		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注1：「属性」欄の、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、これらに該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

参考様式第５－２号

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和　年　月　日 （第　回）
目標年度	令和１２年度
市町村名 （市町村コード）	仙台市 100
地域名 （地域内農業集落名）	**根白石** （　朴沢、福岡、根白石、西田中、小角、実沢　）

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	689.4　ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	684.2　ha
②　田の面積	672.8　ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	16.4　ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	96.0　ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	62.3　ha
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	215.1　ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	193.6　ha
（備考）	

（２）　地域農業の現状及び課題

・水稲を中心に生産が行われており、集落営農組織が集団転作で大豆を生産している。また、畜産や果樹の生産も行われている。
・今後、認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積は、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を大きく下回っている。
・未整備の中山間地域では担い手がおらず、新たな引き受け手もいない。
・イノシシなどによる獣害や草刈り等の負担が大きく、条件が悪い農地は、ほ場整備や農地賃貸借契約の条件見直しなどにより、耕作しやすくする工夫が求められている。
・イノシシなどによる農地の獣害被害がある。
・団地や泉ヶ岳の近郊であること等の立地条件が生かされていない。

（３）　地域における農業の将来の在り方

・水田においては、主食用米に加えて新規需要米や酒米を生産し、集団転作で集落営農組織が大豆の生産に取り組む。
・担い手の耕作面積の増加に対応するため、水稲直播栽培を導入し作業の平準化を図る。
・畑作では、地域の特産を目指して、きのこ類、つるむらさき、ミニトマトの栽培に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・認定農業者等を中心に集積を図る。
・担い手が少ない条件不利地については、機械利用組合等の設立の検討を含め、共同での耕作を検討する。
・畑や畑として利用可能な未整備の水田については、認定農業者等への集積に加え、新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	19.5 %	将来の目標とする集積率	80 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

認定農業者等が利用する農地面積の団地数及び面積は、27箇所、平均210a(令和5年度時点)
団地数の増及び団地面積の拡大を図る。(令和12年度)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

ブロックローテーションに配慮しながら、担い手が分散した農地を集約して耕作できるよう、農地中間管理事業を活用して集積を図る。

(2)農地中間管理機構の活用方法

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

(3)基盤整備事業への取組

・用排水路の整備や農道の整備、スマート農業の導入の必要性等について地域の理解を深め、基盤整備や再整備に向けた地域の合意形成を図るために、必要な組織の設置を検討する。
・小規模な修繕については多面的機能交付金を活用する等、地域で取り組める範囲で対応する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

小規模経営、兼業農家などの多様な経営体は、地域農業の活性化だけでなく地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしていることから、経営の継続に向けた取り組みとして、機械更新の際は共同購入を検討することや、堀払い等の共同作業の場には、次の世代の参画を促す等、円滑な継承を図る取り組みを行う。
また、新規就農者を育成するため、市・農業委員会・県・JA等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。
さらに、繁忙期等の人手不足を解消するため、農業サポーター制度を活用する他、地域の非農家が農作業等に参画できる仕組みを検討する。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出・畑地化	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☑	⑩その他

【選択した上記の取組内容】
①
・各地区の獣害対策協議会においてワイヤーメッシュ柵を共同で管理し、修繕作業等を引き続き実施する。
・地域ぐるみの捕獲対策において共同で捕獲活動を実施し、農作物被害の発生防止を図る。
⑦
・堀払い等の用排水路の保全は地権者も現在参加しているが、高齢化のため共同作業の参加者が減少していることから、中山間地域直接支払制度や多面的機能支払制度を活用するとともに、堀払いを含めた地域保全を目的とした取り組みについて、地域住民が参加する仕組みを検討する。
⑩
・泉ヶ岳の行楽客や近郊の団地住民向けに地場産品を販売する定期市や直売所の設置を検討する他、清流で栽培した米のブランド化を図るとともに、特産品を目指し栽培品目の検討を行う。
・農業機械類を安価で取得できるよう、機械の共同購入や、中古機械のマッチングの仕組み等について検討する。

４ 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			（目標年度：令和　12 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別添の通り		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注１：「属性」欄の、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、これらに該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」。

５ 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目

６ 目標地図（別添のとおり）